

現行(令和8年 7 月 1 日 改定)	改定(令和 8 年 10 月 1 日 改定)	備考																								
1. 共通費の区分 (1) 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。 共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。ただし、各種負担金を含めて発注する場合は、共通費の算定の対象とはせずに、当該工事の工事価格に単独の項目として費用を計上する。 (2) 共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。 設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。	1. 共通費の区分 (1) 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。 共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。ただし、各種負担金を含めて発注する場合は、共通費の算定の対象とはせずに、当該工事の工事価格に単独の項目として費用を計上する。 (2) 共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。 設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。																									
表－1 共通仮設費	表－1 共通仮設費																									
<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>準 備 費</td><td>敷地測量、敷地整理、仮設用借地料、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用</td></tr><tr><td>仮 設 建 物 費</td><td>監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用</td></tr><tr><td>工 事 施 設 費</td><td>仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td></tr><tr><td>環 境 安 全 費</td><td>安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、 隣接物等の養生及び補償復旧並びに 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用</td></tr><tr><td>動力用水光熱費</td><td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等</td></tr></table>	項 目	内 容	準 備 費	敷地測量、敷地整理、仮設用借地料、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用	仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用	工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、 隣接物等の養生及び補償復旧並びに 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>準 備 費</td><td>敷地測量、敷地整理、仮設用借地料、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用</td></tr><tr><td>仮 設 建 物 費</td><td>監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用</td></tr><tr><td>工 事 施 設 費</td><td>仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td></tr><tr><td>環 境 安 全 費</td><td>安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、安全用品等(墜落制止用器具(フルハーネス型)を含む)、隣接物等の養生及び補償復旧並びに 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用</td></tr><tr><td>動力用水光熱費</td><td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等</td></tr></table>	項 目	内 容	準 備 費	敷地測量、敷地整理、仮設用借地料、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用	仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用	工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、安全用品等(墜落制止用器具(フルハーネス型)を含む)、隣接物等の養生及び補償復旧並びに 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	国基準改定に準ずる
項 目	内 容																									
準 備 費	敷地測量、敷地整理、仮設用借地料、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用																									
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用																									
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用																									
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、 隣接物等の養生及び補償復旧並びに 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用																									
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等																									
項 目	内 容																									
準 備 費	敷地測量、敷地整理、仮設用借地料、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用																									
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用																									
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用																									
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、安全用品等(墜落制止用器具(フルハーネス型)を含む)、隣接物等の養生及び補償復旧並びに 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用																									
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等																									

現行(令和8年7月1日 改定)		改定(令和8年10月1日 改定)		備考
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用	屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用	
機械器具費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)に要する費用	機械器具費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)に要する費用	
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用	情報システム費	情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用	
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用	その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用	
表-2 現場管理費		表-2 現場管理費		
項目	内 容	項目	内 容	
労務管理費	現場雇用労働者(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者)、現場雇用従業員(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員)及び現場労働者(再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者)の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用	労務管理費	現場雇用労働者(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者)、現場雇用従業員(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員)及び現場労働者(再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者)の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用	
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用	租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用	
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料	保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料	

現行(令和8年7月1日改定)		改定(令和8年10月1日改定)		備考
従業員給料手当	現場従業員(元請企業の社員)及び現場雇用従業員並びに現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)、賞与及び外注人件費(「施工図等作成費」を除く。)に要する費用。	従業員給料手当	現場従業員(元請企業の社員)及び現場雇用従業員並びに現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)、賞与及び外注人件費(「施工図等作成費」を除く。)に要する費用	国基準改定に準ずる
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用	施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用	
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金	退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金	
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金	法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金	
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用	福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用	
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用	事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用	
通信交通費	通信費、旅費及び交通費	通信交通費	通信費、旅費及び交通費	
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。	補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。	
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用	その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用	

現行(令和8年 7 月 1 日 改定)		改定(令和 8 年 10 月 1 日 改定)		備考
表-3 一般管理費等		表-3 一般管理費等		
項 目	内 容	項 目	内 容	
役 員 報 酬 等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与(損金算入分)	役 員 報 酬 等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与(損金算入分)	
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む)	従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む)	
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。)	退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。)	
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額	法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額	
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用	福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用	
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	修 繕 維 持 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	国基準改定に準ずる
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費	事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費	
通信交通費	通信費、旅費及び交通費	通信交通費	通信費、旅費及び交通費	
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用	動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用	
調査研究費	技術研究、開発等の費用	調査研究費	技術研究、開発等の費用	
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用	広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用	
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用	交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用	
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付	寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付	
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額	減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額	
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額			国基準改定に準ずる
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	

現行(令和8年7月1日 改定)		改定(令和8年10月1日 改定)		備考
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料その他の公課	租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料その他の公課	
保 險 料	火災保険その他の損害保険料	保 險 料	火災保険その他の損害保険料	
契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用	契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用	
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用	雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用	
(略)		(略)		
2. 共通仮設費の算定 (1) 共通仮設費は、表－1の内容について、費用を積上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する。 (2) 共通仮設費率により算定する場合は、次式による。 共通仮設費＝(直接工事費×共通仮設費率)＋積上げによる共通仮設費 (3) 共通仮設費率は、別表－1から別表－7によるものとし、当該共通仮設費率に含まれる内容は、表－5及び表－6とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。 ・現場環境改善費 ・工事場所以外の屋外整理清掃費 ・新たな施策等の試行による特別な費用		2. 共通仮設費の算定 (1) 共通仮設費は、表－1の内容について、費用を積上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する。 (2) 共通仮設費率により算定する場合は、次式による。 共通仮設費＝(直接工事費×共通仮設費率)＋積上げによる共通仮設費 (3) 共通仮設費率は、別表－1から別表－7によるものとし、当該共通仮設費率に含まれる内容は、表－5及び表－6とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。 ・現場環境改善費 ・工事場所以外の屋外整理清掃費 ・新たな施策等の試行による特別な費用		
表－5 建築工事の共通仮設費率に含む内容		表－5 建築工事の共通仮設費率に含む内容		
項 目	内 容	項 目	内 容	
準 備 費	敷地整理(新営の場合)、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用	準 備 費	敷地整理(新営の場合)、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用	
仮 設 建 物 費	監理事務所(敷地内)、現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用 ただし、設計図書による現場環境改善費用を除く	仮 設 建 物 費	監理事務所(敷地内)、現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用 ただし、設計図書による現場環境改善費用を除く	

現行(令和8年7月1日改定)		改定(令和8年10月1日改定)		備考
工 事 施 設 費	場内通信設備、洗車設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書による現場環境改善費用を除く	工 事 施 設 費	場内通信設備、洗車設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書による現場環境改善費用を除く	国基準改定に準ずる
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、 隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、 安全用品等(墜落制止用器具(フルハーネス型)を含む) 、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用	
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用	屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用	
機 械 器 具 費 そ の 他	測量機器及び雑機械器具に要する費用 公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、工事表示板等その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	機 械 器 具 費 そ の 他	測量機器及び雑機械器具に要する費用 公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、工事表示板等その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	
表-6 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容		表-6 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容		国基準改定に準ずる
項 目	内 容	項 目	内 容	
準 備 費	その他の準備に要する費用	準 備 費	その他の準備に要する費用	
仮 設 建 物 費	現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	仮 設 建 物 費	現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	
工 事 施 設 費	ただし、設計図書による現場環境改善費用を除く 場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書による現場環境改善費用を除く	工 事 施 設 費	ただし、設計図書による現場環境改善費用を除く 場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書による現場環境改善費用を除く	
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、 隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、 安全用品等(墜落制止用器具(フルハーネス型)を含む) に要する費用	

現行(令和8年7月1日改定)			改定(令和8年10月1日改定)			備考
	動力用水光熱費	台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用		動力用水光熱費	台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用	
	屋外整理清掃費	工事前電気設備及び工事前給排水設備に要する費用並びに工事前電気・水道料金等		屋外整理清掃費	工事前電気設備及び工事前給排水設備に要する費用並びに工事前電気・水道料金等	
	機械器具費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用		機械器具費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用	
	その他	測量機器及び雑機械器具に要する費用		その他	測量機器及び雑機械器具に要する費用	
		上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用			上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	
(4) 共通仮設費率の算定に用いるT(工期)は、過去の類似工事の実績や個別の条件、猛暑による作業不能日※等を考慮し適切に定めるものとし、原則として想定される契約予定日の翌日から契約上の工期末までの日数とする。ただし、設計図書等で実際の施工期間等が明示されている場合は、それに応じた日数とすることができる。想定した契約予定日と実際の契約日が異なっても原則としてT(工期)の変更は行わない。 なお、月単位の換算は、その日数を30日/月で除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。 ※参考値:7月→2日、8月→4日、9月→1日 (根拠:環境省が公表する観測地点(神戸)におけるWGBT値が31以上となった時間数を日数に換算(8で除す)したものの過去5年(2021年～2025年)の平均値) (略) (8) 直接工事費が共通費基準別表(注3)で定める範囲を外れる場合原則として算定式により算定された率を採用する。 (略) (10) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について ① 共通仮設費は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。 ② 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。			(4) 共通仮設費率の算定に用いるT(工期)は、週休2日を前提として、過去の類似工事の実績※¹や個別の条件、猛暑による作業不能日※²等を考慮のうえ、適切に設定するものとする。T(工期)は、原則として想定される契約予定日の翌日から契約上の工期末までの日数とする。ただし、設計図書等に実際の施工期間等が明示されている場合は、その期間に基づき設定することができる。想定した契約予定日と実際の契約日が異なる場合であっても原則としてT(工期)は変更しないものとする。 なお、月数への換算は、日数を30日/月で除して求めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。 ※1:週休2日非対応の工事実績を用いる場合は、工期を1.2倍して算定する。 ※2:猛暑による作業不能日の日数は特記仕様書に記載のとおりとする。 (略) (8) 直接工事費が別表-1～7(注3)で定める範囲を外れる場合原則として算定式により算定された率を採用する。 (略) (10) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について ① 共通仮設費は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。 ② 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。			

現行(令和8年7月1日 改定)	改定(令和8年10月1日 改定)	備考
③積上げによる共通仮設費はそれぞれの工事種別毎に区分して計上する。	③積上げによる共通仮設費はそれぞれの工事種別毎に区分して計上する。 ④主たる工事とは発注時の工事種別をいう。	
3. 現場管理費等の算定 (略) (5) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は過去の類似工事の実績や個別の条件を考慮し適切に定めるものとし、原則として想定される契約予定日の翌日から契約上の工期末までの日数とする。ただし、設計図書等で実際の施工期間等が明示されている場合は、それに応じた日数とすることができる。 想定した契約予定日と実際の契約日が異なっても原則としてT(工期)の変更は行わない。 なお、月単位の換算は、その日数を30日/月で除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。 このほかT(工期)には、猛暑による作業不能日数を工事発注当初の工期に含める。なお、工期中に発生した作業不能日数と著しく乖離する場合は、T(工期)の延長変更を協議することができる。 (略) (9) 純工事費が共通基準 別表(注3)で定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。 (略) (11) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について ①現場管理費は、それぞれの工事種別毎の現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。 ②主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。 ③積上げによる現場管理費はそれぞれの工事種別毎に区分して計上する。	3. 現場管理費等の算定 (略) (5) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、2.(4)の共通仮設費率の算定に用いるT(工期)と同様に取扱うものとする。 (略) (9) 純工事費が 別表-8~14(注3)で定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。 (略) (11) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について ①現場管理費は、それぞれの工事種別毎の現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。 ②主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。 ③積上げによる現場管理費はそれぞれの工事種別毎に区分して計上する。 ④主たる工事とは発注時の工事種別をいう。	

現行(令和8年7月1日 改定)	改定(令和8年10月1日 改定)	備考																																																																															
4. 一般管理費等の算定 (1) 一般管理費等は、表-3及び表-4の内容について、工事原価に対する比率(以下「一般管理費等率」という。)により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。 一般管理費等=(工事原価×一般管理費等率)+積上げによる一般管理費等 (2) 一般管理費等率は、別表-15から別表-17による。 なお、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。 (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)	4. 一般管理費等の算定 (1) 一般管理費等は、表-3及び表-4の内容について、工事原価に対する比率(以下「一般管理費等率」という。)により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。 一般管理費等=(工事原価×一般管理費等率)+積上げによる一般管理費等 (2) 一般管理費等率は、別表-15による。 (3) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について 一般管理費は、それぞれの工事種別毎の工事原価に対する工事の一般管理費等率により算定し、それらの合計による。 (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略)	共通仮設、現場管理費と項建てを整合 国基準改定に準ずる																																																																															
5~8 (略)	5~8 (略)																																																																																
9. 建築工事の発注におけるその他の取扱い (1) 共通仮設費率に含まれる内容と含まれない内容の区分について 共通仮設費のうち、共通仮設費率に含まれる内容と含まれない内容の区分は、表-8に示す。 表-8 共通仮設費内訳区分 <table><tr><th rowspan="2">大分類</th><th rowspan="2">小分類</th><th colspan="2">共通仮設費率を含む内容</th><th colspan="2">その他共通仮設費(積上げ)</th></tr><tr><th>区分</th><th>摘要</th><th>区分</th><th>摘要</th></tr><tr><td colspan="6">(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">環境安全費</td><td>安全標識</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>消火設備等の施設の設置</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>隣接物等の養生及び補償 復旧に要する費用</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>交通誘導・安全管理等の要員費</td><td></td><td></td><td>○</td><td>警備員費等(交通誘導員)</td></tr></table>	大分類	小分類	共通仮設費率を含む内容		その他共通仮設費(積上げ)		区分	摘要	区分	摘要	(略)						環境安全費	安全標識	○				消火設備等の施設の設置	○				隣接物等の養生及び補償 復旧に要する費用	○				交通誘導・安全管理等の要員費			○	警備員費等(交通誘導員)	9. 建築工事の発注におけるその他の取扱い (1) 共通仮設費率に含まれる内容と含まれない内容の区分について 共通仮設費のうち、共通仮設費率に含まれる内容と含まれない内容の区分は、表-8に示す。 表-8 共通仮設費内訳区分 <table><tr><th rowspan="2">大分類</th><th rowspan="2">小分類</th><th colspan="2">共通仮設費率を含む内容</th><th colspan="2">その他共通仮設費(積上げ)</th></tr><tr><th>区分</th><th>摘要</th><th>区分</th><th>摘要</th></tr><tr><td colspan="6">(略)</td></tr><tr><td rowspan="5">環境安全費</td><td>安全標識</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>消火設備等の施設の設置</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>交通誘導・安全管理等の要員費</td><td></td><td></td><td>○</td><td>警備員費等(交通誘導員)</td></tr><tr><td>安全用品等(墜落制止用器具(フルハ-ネ型)を含む)</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>隣接物等の養生及び補償 復旧に要する費用</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	大分類	小分類	共通仮設費率を含む内容		その他共通仮設費(積上げ)		区分	摘要	区分	摘要	(略)						環境安全費	安全標識	○				消火設備等の施設の設置	○				交通誘導・安全管理等の要員費			○	警備員費等(交通誘導員)	安全用品等(墜落制止用器具(フルハ-ネ型)を含む)	○				隣接物等の養生及び補償 復旧に要する費用	○				国基準改定に準ずる 順序の整理 追加 順序の整理
大分類			小分類	共通仮設費率を含む内容		その他共通仮設費(積上げ)																																																																											
	区分	摘要		区分	摘要																																																																												
(略)																																																																																	
環境安全費	安全標識	○																																																																															
	消火設備等の施設の設置	○																																																																															
	隣接物等の養生及び補償 復旧に要する費用	○																																																																															
	交通誘導・安全管理等の要員費			○	警備員費等(交通誘導員)																																																																												
大分類	小分類	共通仮設費率を含む内容		その他共通仮設費(積上げ)																																																																													
		区分	摘要	区分	摘要																																																																												
(略)																																																																																	
環境安全費	安全標識	○																																																																															
	消火設備等の施設の設置	○																																																																															
	交通誘導・安全管理等の要員費			○	警備員費等(交通誘導員)																																																																												
	安全用品等(墜落制止用器具(フルハ-ネ型)を含む)	○																																																																															
	隣接物等の養生及び補償 復旧に要する費用	○																																																																															

現行(令和8年 7 月 1 日 改定)						改定(令和 8 年 10 月 1 日 改定)						備考
	台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用	○	一般的なものの費用(注3)	○	大規模なものの費用(注4)		引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用			○		追加
	熱中症対策に要する費用	○	一般的なものの費用(注5)				台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用	○	一般的なものの費用(注3)	○	大規模なものの費用(注4)	
							熱中症対策に要する費用	○	一般的なものの費用(注5)			
(略)						(略)						
注1) その他共通仮設費(積上げ部分)の区分に○印が無い場合においても、必要があれば実情により別途積上げによることができる。												
注2) 現場環境改善費用のうち、作業員施設の付帯設備(冷暖房施設、水洗トイレ、ウォータークーラー、休憩室類)、環境美化のための設備(フラワーポット、運搬車輛のタイヤ洗浄装置類)は共通仮設費率に含まれる。												
注3) 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。 ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用 ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用												
注4) 大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用												
注5) 環境安全費に含まれる熱中症対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。 ・作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機、エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機、熱中飴、タブレット、経口補水液の常備、遮光チョッキ、空調服、ドライミスト、暑さ指数(WBGT値)の計測装置等												
附 則 この基準は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事については、令和8年7月1日から適用する。なお、営繕積算システム RIBC2における共通費積算基準は、『公共建築工事共通費積算基準(令和7年改定)』を適用する。												

	引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用			○		追加
	台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用	○	一般的なものの費用(注3)	○	大規模なものの費用(注4)	
	熱中症対策に要する費用	○	一般的なものの費用(注5)			
(略)						
注1) その他共通仮設費(積上げ部分)の区分に○印が無い場合においても、必要があれば実情により別途積上げによることができる。						
注2) 現場環境改善費用のうち、作業員施設の付帯設備(冷暖房施設、水洗トイレ、ウォータークーラー、休憩室類)、環境美化のための設備(フラワーポット、運搬車輛のタイヤ洗浄装置類)は共通仮設費率に含まれる。						
注3) 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。 ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用 ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用						
注4) 大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用						
注5) 環境安全費に含まれる熱中症対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。 ・作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機、エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機、熱中飴、タブレット、経口補水液の常備、遮光チョッキ、空調服、ドライミスト、暑さ指数(WBGT値)の計測装置等						
附 則 この基準は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事については、令和9年4月1日以降に公告する工事から適用する。なお、営繕積算システム RIBC2における共通費積算基準は、『公共建築工事共通費積算基準(令和8年改定)』を適用する。						

現行(令和8年 7 月 1 日 改定)						改定(令和 8 年 10 月 1 日 改定)						備考
	台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用	○	一般的なものの費用(注3)	○	大規模なものの費用(注4)		引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用			○		追加
	熱中症対策に要する費用	○	一般的なものの費用(注5)				台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用	○	一般的なものの費用(注3)	○	大規模なものの費用(注4)	
							熱中症対策に要する費用	○	一般的なものの費用(注5)			
(略)						(略)						
注1) その他共通仮設費(積上げ部分)の区分に○印が無い場合においても、必要があれば実情により別途積上げによることができる。												
注2) 現場環境改善費用のうち、作業員施設の付帯設備(冷暖房施設、水洗トイレ、ウォータークーラー、休憩室類)、環境美化のための設備(フラワーポット、運搬車輛のタイヤ洗浄装置類)は共通仮設費率に含まれる。												
注3) 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。 ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用 ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用												
注4) 大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用												
注5) 環境安全費に含まれる熱中症対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。 ・作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機、エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機、熱中飴、タブレット、経口補水液の常備、遮光チョッキ、空調服、ドライミスト、暑さ指数(WBGT値)の計測装置等												
附 則 この基準は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事については、令和8年7月1日から適用する。なお、営繕積算システム RIBC2における共通費積算基準は、『公共建築工事共通費積算基準(令和7年改定)』を適用する。												

	引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用			○		追加
	台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用	○	一般的なものの費用(注3)	○	大規模なものの費用(注4)	
	熱中症対策に要する費用	○	一般的なものの費用(注5)			
(略)						
注1) その他共通仮設費(積上げ部分)の区分に○印が無い場合においても、必要があれば実情により別途積上げによることができる。						
注2) 現場環境改善費用のうち、作業員施設の付帯設備(冷暖房施設、水洗トイレ、ウォータークーラー、休憩室類)、環境美化のための設備(フラワーポット、運搬車輛のタイヤ洗浄装置類)は共通仮設費率に含まれる。						
注3) 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。 ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用 ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用						
注4) 大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用						
注5) 環境安全費に含まれる熱中症対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。 ・作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機、エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機、熱中飴、タブレット、経口補水液の常備、遮光チョッキ、空調服、ドライミスト、暑さ指数(WBGT値)の計測装置等						
附 則 この基準は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事については、令和9年4月1日以降に公告する工事から適用する。なお、営繕積算システム RIBC2における共通費積算基準は、『公共建築工事共通費積算基準(令和8年改定)』を適用する。						

別表－15 一般管理費等率（建築工事）

工 事 原 価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%
算定式 $Gp=28.978-3.173\times\log_{10}(Cp)$ ただし、Gp：一般管理費等率（%） Cp：工事原価（千円） 注1. Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－16 一般管理費等率（電気設備工事）

工 事 原 価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%
算定式 $Gp=29.102-3.340\times\log_{10}(Cp)$ ただし、Gp：一般管理費等率（%） Cp：工事原価（千円） 注1. Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－17 一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）

工 事 原 価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%
算定式 $Gp=Gp=27.283-3.049\times\log_{10}(Cp)$ ただし、Gp：一般管理費等率（%） Cp：工事原価（千円） 注1. Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする			

別表－15 一般管理費等率（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事）

工 事 原 価	3百万円以下	3百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費	20.11%	一般管理費等率算定式により算定された率	9.34%
算定式 $Gp=32.597-3.591\times\log_{10}(Cp)$ ただし、Gp：一般管理費等率（%） Cp：工事原価（千円） 注1. Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

（削除）

（削除）

一般管理費等率が改定されたことによる変更